

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	令和4年9月8日（木）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 議事堂			
出席委員	委員長	黒川勝好	副委員長	奥田信宏
	委員	水野智見	委員	伊藤俊一
	委員	中村英子	委員	佐藤茂
	委員	安藤洋一		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江淳一	副町長	加藤正人
	消防長	黒川康治	消防次長兼 消防総務課長	高塚克己
職務のため 出席した者	議長	佐藤茂	議事務局 会長	小島昌己
	書記	萩野み代	主任	大竹孝平
付託事件	議案第43号 蟹江町消防団設置条例の一部改正について			

○委員長 黒川勝好君

皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、ありがとうございます。

本日は付託案件の審査終了後、理事者退席後、所管事務調査を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから防災建設常任委員会を開催いたします。

本委員会に付託されております案件は1件であります。慎重に審査をお願いいたしたいと思っております。

審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会の前に、一言だけご挨拶を申し上げたいと思っております。

先ほども総務民生常任委員会のときにお話をいたしました。台風11号の爪痕はまだ消えやらん先に、先ほどまたフィリピン沖で台風12号が発生したということで、先島諸島のほうに向かって、また沖縄本島のほうに向かっていて、こちらのほうに来るか来ないかまだ分かりませんが、いずれにいたしましてもこれから出穂期に入ります。特に稲刈りの前までは非常に厳しい状況が続くと思っておりますし、土地改良関係の皆様方にも排水機の管理、そして用水の管理等々についてはいつもご尽力いただいているわけでありますので、今後ともこの出穂期だけにはしっかりと目を離さずに、我々も皆さんと一緒に協力して地域を守っていかねばいかな、こんなことを今思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この委員会に付託された案件1件でございますけれども、大変重要な案件でありますので、慎重審議のほどをよろしくお願い申し上げ、一言ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございました。

これより審議に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされますようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第43号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」を議題といたします。提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 黒川康治君

補足説明等はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

何かございますか。

○委員 中村英子君

今回ですね、第10条関係の第1項のところ、従来、「従事するものとする」というのを、「従事しなければならない」という義務規定になっているんですけども、これは何か変化が現場的には具体的に起こることなのか、どうなのか。ということは、私の認識としては、団員の皆さんそれぞれご事情があるものですから、全員の方が常に出てこれるという状況にないという理解の下にありますので、この辺のところはどういう取り扱い方になるのか、変わったことがあるのか、ないのかをお伺いしたいと思います。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

それでは、中村議員のご質問でございますけれども、第10条のところの「従事するものとする」という語句を、「従事しなければならない」という語句に語句の整理をいたしました。これは非常勤特別職の公務員であります、その方に今回報酬等を支給するという、報酬というふうに変わっておりますので、そこのでなければならないというところで義務や責任があるというふうな解釈になっております。実際のところ、生業をお持ちの消防団員の方ですので、そちらを優先にさせていただいて、できる限り私どもとしては協力できるところは協力をしていただく、そういう考えに変わりはございません。

以上でございます。

○委員 中村英子君

報酬を支給することとの整合性において、従事しなければならないというようなことで今ご説明がございましたが、これは消防団員って、服務規律というものが蟹江町消防団の設置条例の中に入っていますよね。これは招集を受けたら、現場に行きなさいということと、それから、招集がなくても、そこに直ちに出勤して職務に従事するというような書き方がされているんです。そうなるという言葉どおりに読むと、この条文とこちらとの整合性は具体的にどうなるんだろうかなという疑問があるんですが、従来どおりのやり方で別に構わないよということなのかもしれませんが、この招集をかけるときに、団長は常に団員の職務の状態とか居場所とかを把握していて、それで火事とか突発的に起こるものについては、その把握した上で、この人、この人、この人みたいな形でいつもやっているのか、常に全員に対してこれは出勤してくださいというふうに要請をかけているものなのか、その具体的なやり方はちょっと分からないものですから、どういうやり方でこれを行っているのでしょうか。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

中村議員の団員の招集の方法というところでお答えをさせていただきますけども、仮に火災が発生した場合、その規模によりまして、地区の1つの分団だけを出動させる場合、あとは規模が少し大きくなりますとブロック、南部、中部、北部と分けてありますけども、ブロックの3つの分団を出動させる場合、大きな火災ですと全分団、8つの分団を招集させる場合等々がございますが、そここのところは消防本部の消防団の主任、職員がおりますので、その職員と消防団長との協議の結果、どの分団を招集するかということになります。その招集方法につきましては、消防団員さんのスマホに一斉メールを送信しまして出動をしていただく、そういう形になっております。

以上です。

○委員 中村英子君

一斉メールということは、対象になっている人に全員にいくということですよ、団員に。そしたら、きたら、これに出動しないといけない、しなければならないになってくるかと思う、単純に。それはどういうふうになるんだろう。では出動できなければ、別にいいよという話なのか。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

またお答えをいたしますけども、事前に各分団さんの勤めている勤務先等々には消防団員としての協力依頼という文書を出させていただいております。しかしながら、どうしても生業のほうで仕事が抜けられないということがございますので、そういった場合はメールを受け取った消防団員が自分のところの分団長に出動ができない、出動ができるというような連絡をしている、そういう状況でございます。

以上です。

○委員 中村英子君

そうしたら、しなければならないという書き方はそれはそぐわくないですか、そしたら。これは文字どおりに読むと、服務規律はしなければならないというふうに書いてあるので、だから、私は報酬との関係の整合性はいいんですけども、服務の規律との関係においてどうなんだろうという疑問があるんですけど。じゃ、出動しなければならないと書いてあれば、しなければならないんだよ。義務なんだよ。そういうふうに書いてあるから、義務ではないよと、いいんだよ、都合が悪ければということなんだよね、今の説明では。それでいいの、これで、このままで。

○消防長 黒川康治君

ただいま中村議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

例えば交通事故の場合ですと、現場に居合わせた人が通報義務があるわけですが。これは決して交通事故に関係した人でもないですが、こういったこともありますので、火災を知ったときは、当然消防団員という立場でございますので従事しなければならないということでご

ざいます。

国からは、具体的にはなぜこういった文言にしたかということは、まだ明確にはうちのほうにはきておりませんが、そういったことでございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

このことは国の言うとおりにやっていることだから、国が言うとおりにやればよいというものだけど、だけど、これを読んだときには、自分がもし団員だったら、これは義務規定になっちゃっているから、絶対これは行かなければいけないし、この義務規定に違反していることは、規律違反に厳密に言うと捉えかねない、捉えかねない、そんなことを言う人はいないけれども、そんなことを言う人はいないけれども、だけれども、条文上の整合性で見たら、それは主張されても仕方がないことになるので、それはちょっともう少しちゃんとしたほうがいいんじゃないのかなというのが私の考えですけれども、ちょっとそこの整合性を考えていったほうがいいんじゃないかね、違いますか。

今回、これを出ているから、出ていても別にこれで反対だとか何とかという意味ではないけれど、これを条文をそのまま受け取ったときにはどうなんだろうなという感じがするんですね。

○消防長 黒川康治君

ただいまの中村議員の質問に答弁させていただきます。

確かにこの文言はちょっときつい言い方であるなというふうに私も思いました。しかしながら、火災を目の前にして消防団員が何もしないというのもいけません。あと一般住民の方にも初期消火の義務というものがございますので、消防団員は報酬等も当然支給してもらわなければならないので、こういった義務が発生するということでございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

条例や法律に書いてある「しなければならない」というのは義務規定だから、それに従わなければならないんだよ、義務規定だよ。誰もそれにやらなければいけないという規定なの、強い規定なんです。できるというのは、できる規定だから、何かやったらできるんだから、だから従事するものとするというのはいいんだけど、しなければならないということは義務規定だから、しなければならないんです。しなければ違反なんですわ、厳密に言うのだと、その辺のところはもうちょっといいのかなというふうに私は思いましたということですが、まず、それはそれとしておいて。

もう一つ、ちょっと関連でお願いしたいことがあるんですけど、これは報酬を、個々の団員に対して報酬を支払うということなので、これはこれなんですけど、例年、振興交付金というのを町は出していると思うんですけど、ちょっと関連で質問しますけども、この交付金とい

うのが1,000万円くらい例年出しているんですけど、この交付金は要綱に基づいて出しているかと思うんですが、それでいいですか。まず、要綱があるんですかということ。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

中村議員の交付金についての要綱があるかないかというご質問ですけども、ございます。消防団員の振興費交付金に関する要綱というのがございます。その要綱に基づきまして現在のところ支給しております。

以上でございます。

○委員 中村英子君

それで消防団振興費交付金というのは例年1,000万円くらい出ているんですが、今言ったように要綱があるということなので、決算のときまでに要綱を出してもらえないでしょうか。まず要綱を出してほしいんです。要綱の本文を出してもらいたいという、ひとつお願いをします。

それと要綱を見れば分かることなんですけれども、具体的にこれはどういうことに支出されているのでしょうか。どのような……

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

交付金の使途、使用の内容につきましてお答えをさせていただきます。

現状は、消防団分団協議会の団員の方につきましては、振興費交付金という形で分団の会計のほうにお金が入ります。その使途につきましては、消防団分団小屋で使用します日用品、掃除道具でありましたりとか、あとはティッシュペーパーでありますとか、そういったもの、そのほかは訓練時の飲料水、あとは食事、お弁当等々に使用をしております。

以上でございます。

○委員 中村英子君

ほぼ備品の購入とかというようなことが重きなんですか、大体は。それでこれは毎年その使途についてチェックを行って、翌年度の交付金額を決定するという手続き、手順というのは取られていますか、取られていないですか。

○消防長 黒川康治君

ただいまの収支状況のことでよろしいでしょうか。

収支状況につきましては、うちの団主任が各分団に回りまして、帳面がありますので、その収支状況を確認しております。

○委員 中村英子君

報告義務はないんですか。

○消防長 黒川康治君

報告義務はありません。

○委員 中村英子君

報告義務がない。

○消防長 黒川康治君

はい。

○委員 中村英子君

報告義務がないの……、そうするとこの交付金はかかった経費に対してやるというものではなくて、一括下ろすような形で、使途はほぼ自由だよみたいな使い方でもいいというような交付金になっているということですか。チェックしないということ、報告義務がないということは。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

また中村議員のご質問にお答えしますけども、振興費交付金につきましては、消防団員割、その本人に係る交付金と、分団に係る交付金と二本立てでございます。団員割と申しますのは、今後来年度から個人に関する報酬に近いような認識で渡している交付金でございます。分団割というのは、団の消防団小屋の運営管理に使用していただくような認識をしている交付金でございます。

重ねて申しますが、これに関して、使用の内容の報告義務はございません。

以上でございます。

○委員 中村英子君

ちょっと、さっきも言いましたけど、要綱を決算までをお願いします。

もう一つ質問なんですけど、消防団には本当にいつもご苦労さまでいろいろやっていたいっているんですが、懇親会というか、反省会というのか、1年に1回くらい、新蟹江学区で日光川西でもやられておりますので、ほとんど出席をさせていただいているんですけど、そのときに、これは私が行っているところだけの話なのかどうかなんですけど、よくコンパニオンさんというのが来てみえるんですけど、毎回毎回コンパニオンさんが来てみえるんですけど、この費用というのは交付金というのか、税金の中から出ているのか、そしてよそもそれをやってみえるのか、その辺の実態はどういうふうなのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

それでは、懇親会と申しますか、そういったことについてのお答えをさせていただきますが、各分団それぞれつながりのある町内会ですとか地元の議員さんを含めて懇親会、ご苦労さん会はやっているかと思えます。ただ、その内容につきまして、コンパニオンさんが全てが呼ぶ、呼ばないというところは、私どもは特に認知はしておりません。

○委員 中村英子君

知らない、知らないんですか。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

はい。

○委員 中村英子君

実態は知らない、8分団あるけど、そういう人たちが全部の分団がそういうふうなのかどうかということは知らないということだね。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

はい、全て認知はしておりません。

○委員 中村英子君

ああ、そう。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

また、そういったものに支出するお金につきましては、この振興費交付金を使用しているという認識はございません。

○委員 中村英子君

使用してない、交付金は。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

はい。

○委員 中村英子君

あ、そうですか。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

以上でございます。

○委員 中村英子君

はい、分かりました。

○委員長 黒川勝好君

中村委員、よろしいですか。

○委員 中村英子君

はい、いいです。

○委員長 黒川勝好君

これでいいですか。

○委員 中村英子君

はい。

○委員長 黒川勝好君

ほかにございますか。

佐藤委員、いいですか、分団長経験者、よろしいですか。よく知ってみえる。

○委員 佐藤 茂君

ちょっと確認というか、お聞きしたいんですけど、このたび消防団員に年報酬を出すということで、分団のほうに、今中村さんからちょこっと話が出たんですけど、やはり分団とし

でも訓練が終わったり何かしたときにお茶なり何なり、また昼であれば昼御飯を出さなければいかんわけ、そういう費用も要るかと思うんですけど、それで先ほど、今の表のあれを見ているんですけど、年額報酬が963万8,000円と、それから運営費ということで184万円出ているんですけど、これがそれに当たるわけですか。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

それでは、佐藤議員の質問にお答えしますが、この表にあります運営費184名分で184万円、これが振興費交付金に代わる分団の運営費交付金という形で、消防団は21名の分団と25名の分団がありますが、21名の分団には、掛ける1万円の21万円、25名の分団には掛ける1万円の25万円を年間で支給して、それで運営を行っていただく考えでございます。

以上です。

○委員 佐藤 茂君

分かりました。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

他にございますか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する者なし)

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本委員会への付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成につきましては、私にご一任願います。

これで防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後1時53分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 黒川勝好